

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年4月1日
【発行者名】	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松下 隆史
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	土田 雅央
【電話番号】	03-5405-0740
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	大和住銀日本バリュー株ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

**1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

2019年3月15日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項のうち、半期報告書の提出等に伴う訂正事項がありますので、本訂正届出書を提出するものであります。

**2【訂正箇所および訂正事項】**

## 第一部【証券情報】

下線部は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

## (2) 内国投資信託受益証券の形態等

(以下略)

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友アセットマネジメント株式会社（2019年4月1日より、三井住友DSアセットマネジメント株式会社となります（予定）。以下、新会社名を記載します。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(以下略)

## (4) 発行（売出）価格

(以下略)

照会先の名称	電話番号	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a>

(注)委託会社に対する照会先の情報は、2019年4月1日現在（予定）のものであります（以下同じ。）。お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

## (5) 申込手数料

申込手数料は、申込価額（発行価格）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.24%（税抜3.0%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

(以下略)

申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。

## (6) 申込単位

(以下略)

< 訂正後 >

## (2) 内国投資信託受益証券の形態等

(以下略)

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(以下略)

## (4) 発行（売出）価格

(以下略)

照会先の名称	電話番号	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a>

お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

## (5) 申込手数料

申込手数料は、申込価額（発行価格）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、  
3.24%<sup>\*</sup>（税抜3.0%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

（以下略）

申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価  
です。

\*消費税率が10%になった場合は、3.3%となります。

## (6) 申込単位

（以下略）

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1 ファンドの性格

下線部は訂正部分を示します。

<訂正前>

#### (2) ファンドの沿革

(以下略)

2019年4月1日 ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友D Sアセットマネジメント株式会社へ承継(予定)

#### (3) ファンドの仕組み

(以下略)

委託会社等の概況

・資本金の額 20億円(2019年4月1日現在(予定))

・会社の沿革 1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立

(以下略)

2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に商号変更(予定)

・大株主の状況(2019年4月1日現在(予定))

(以下略)

<訂正後>

#### (2) ファンドの沿革

(以下略)

2019年4月1日 ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友D Sアセットマネジメント株式会社へ承継

#### (3) ファンドの仕組み

(以下略)

委託会社等の概況

・資本金の額 20億円(2019年4月1日現在)

・会社の沿革 1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立

(以下略)

2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に商号変更

・大株主の状況(2019年4月1日現在)

(以下略)

#### 2 投資方針

下線部は訂正部分を示します。

<訂正前>

#### (3) 運用体制

(以下略)

委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務(保管・管理・計算等)を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

上記の運用体制は、2019年4月1日現在(予定)のものです。

#### (4) 配分方針

(以下略)

<訂正後>

(3)運用体制

(以下略)

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

(4)分配方針

(以下略)

[次へ](#)

### 3 投資リスク

#### < リスクの管理体制 >

下線部は訂正部分を示します。

#### < 訂正前 >

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。（2019年4月1日現在（予定））

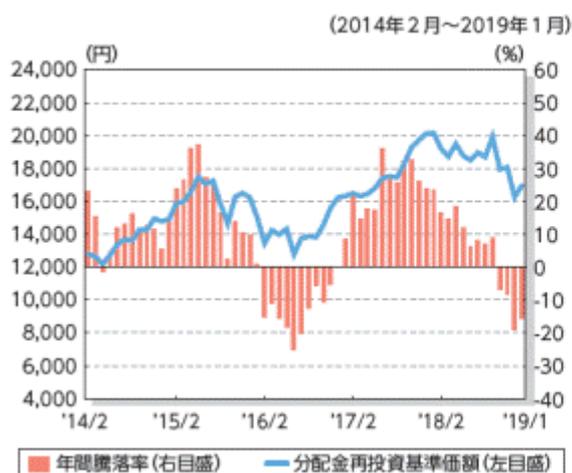
#### < 訂正後 >

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

#### < 参考情報 >

原届出書の内容は下記事項の内容に訂正されます。

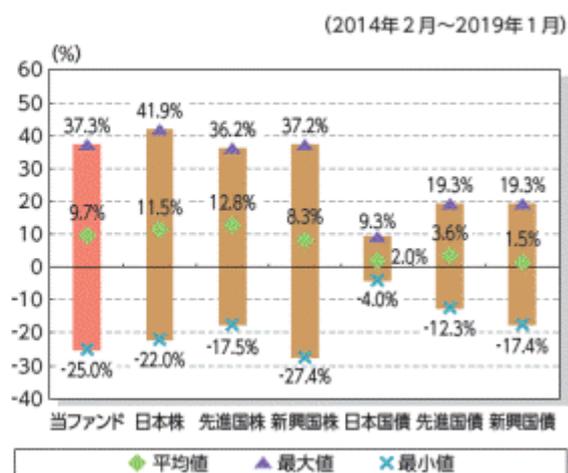
#### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※年間騰落率は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額とは異なる場合があります。

#### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

#### < 各資産クラスの指数について >

資産クラス	指数名	権利者
日本株	TOPIX (配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 上記指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は、各権利者に帰属します。各権利者は、当ファンドの運用に関して一切の責任を負いません。

#### 4 手数料等及び税金

下線部は訂正部分を示します。

<訂正前>

##### (1) 申込手数料

申込手数料は、申込価額（発行価格）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.24%（税抜3.0%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

（以下略）

申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。

##### (2) 換金（解約）手数料

（以下略）

##### (3) 信託報酬等

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.6416%（税抜1.52%）を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

（以下略）

上記の委託会社、販売会社および受託会社の間の信託報酬の配分はそれぞれ「ファンドの運用等の対価」、「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価」および「運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価」です。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および各計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。

（以下略）

##### (4) その他の手数料等

（以下略）

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率0.00972%（税抜0.0090%）以内の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

解約の際には、解約請求受付日の基準価額に0.3%を乗じて得た額が信託財産留保額として差し引かれます。

##### (5) 課税上の取扱い

（以下略）

\* 上記の内容は2018年8月末現在のもので、税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。

（以下略）

<訂正後>

##### (1) 申込手数料

申込手数料は、申込価額（発行価格）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.24%<sup>\*</sup>（税抜3.0%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

（以下略）

申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。

\* 消費税率が10%になった場合は、3.3%となります。

##### (2) 換金（解約）手数料

（以下略）

(3) 信託報酬等

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.6416%<sup>\*</sup>（税抜1.52%）を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

（以下略）

上記の委託会社、販売会社および受託会社の間の信託報酬の配分はそれぞれ「ファンドの運用等の対価」、「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価」および「運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価」です。

\* 消費税率が10%になった場合は、年率1.672%となります。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および各計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。

（以下略）

(4) その他の手数料等

（以下略）

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率0.00972%<sup>\*</sup>（税抜0.0090%）以内の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

\* 消費税率が10%になった場合は、年率0.0099%となります。

解約の際には、解約請求受付日の基準価額に0.3%を乗じて得た額が信託財産留保額として差し引かれます。

(5) 課税上の取扱い

（以下略）

\* 上記の内容は2019年1月末現在のものですので、税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。

（以下略）

[前へ](#) [次へ](#)

## 5 運用状況

原届出書の内容は下記事項の内容に訂正されます。

大和住銀日本バリュース株ファンド

(1) 投資状況

(2019年1月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (日本バリュース株マザーファンド)	日本	11,057,766,337	100.13%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		14,684,429	0.13%
純資産総額		11,043,081,908	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2019年1月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	日本バリュース株マザーファンド 日本	親投資信託受益 証券 -	4,402,152,290	2.6923 11,851,928,832	2.5119 11,057,766,337	- -	100.13%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
親投資信託受益証券	100.13%
合計	100.13%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

(2019年1月末現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(2019年1月末現在)

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10計算期間末 (2009年7月8日)	18,064	-	0.6703	-
第11計算期間末 (2010年7月8日)	16,638	-	0.6855	-
第12計算期間末 (2011年7月8日)	17,118	-	0.7504	-
第13計算期間末 (2012年7月9日)	14,400	-	0.6513	-
第14計算期間末 (2013年7月8日)	20,921	-	0.9866	-
第15計算期間末 (2014年7月8日)	19,885	-	1.0724	-
第16計算期間末 (2015年7月8日)	16,076	17,413	1.2025	1.3025
第17計算期間末 (2016年7月8日)	12,505	-	0.9096	-
第18計算期間末 (2017年7月10日)	12,783	13,863	1.1841	1.2841
2018年1月末日	13,528	-	1.3593	-
2018年2月末日	12,830	-	1.2951	-
2018年3月末日	12,511	-	1.2628	-
2018年4月末日	12,954	-	1.3146	-
2018年5月末日	12,392	-	1.2667	-
2018年6月末日	12,174	-	1.2478	-
第19計算期間末 (2018年7月9日)	11,980	12,078	1.2266	1.2366

2018年7月末日	12,422	-	1.2686	-
2018年8月末日	12,975	-	1.2510	-
2018年9月末日	13,314	-	1.3323	-
2018年10月末日	11,960	-	1.2009	-
2018年11月末日	12,090	-	1.2086	-
2018年12月末日	10,626	-	1.0880	-
2019年1月末日	11,043	-	1.1357	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てて表記しております。

#### 分配の推移

期間	1口当りの分配金(円)
第10期(2008年7月9日~2009年7月8日)	0
第11期(2009年7月9日~2010年7月8日)	0
第12期(2010年7月9日~2011年7月8日)	0
第13期(2011年7月9日~2012年7月9日)	0
第14期(2012年7月10日~2013年7月8日)	0
第15期(2013年7月9日~2014年7月8日)	0
第16期(2014年7月9日~2015年7月8日)	0.1000
第17期(2015年7月9日~2016年7月8日)	0
第18期(2016年7月9日~2017年7月10日)	0.1000
第19期(2017年7月11日~2018年7月9日)	0.0100

#### 収益率の推移

期間	収益率
第10期(2008年7月9日~2009年7月8日)	31.0%
第11期(2009年7月9日~2010年7月8日)	2.3%
第12期(2010年7月9日~2011年7月8日)	9.5%
第13期(2011年7月9日~2012年7月9日)	13.2%
第14期(2012年7月10日~2013年7月8日)	51.5%
第15期(2013年7月9日~2014年7月8日)	8.7%
第16期(2014年7月9日~2015年7月8日)	21.5%
第17期(2015年7月9日~2016年7月8日)	24.4%
第18期(2016年7月9日~2017年7月10日)	41.2%
第19期(2017年7月11日~2018年7月9日)	4.4%
第20期中(2018年7月10日~2019年1月9日)	9.5%

(注) 収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配付基準価額) ÷ 前計算期末分配付基準価額 × 100

#### (4) 設定及び解約の実績

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第10期(2008年7月9日~2009年7月8日)	3,046,877,917	2,463,682,194
第11期(2009年7月9日~2010年7月8日)	1,900,488,524	4,577,630,143
第12期(2010年7月9日~2011年7月8日)	3,717,213,099	5,176,985,307
第13期(2011年7月9日~2012年7月9日)	3,601,725,630	4,305,827,719
第14期(2012年7月10日~2013年7月8日)	8,418,061,352	9,322,618,099
第15期(2013年7月9日~2014年7月8日)	3,385,254,738	6,047,633,943
第16期(2014年7月9日~2015年7月8日)	1,394,383,167	6,567,247,688
第17期(2015年7月9日~2016年7月8日)	2,176,886,750	1,798,320,886
第18期(2016年7月9日~2017年7月10日)	1,001,610,166	3,953,650,536
第19期(2017年7月11日~2018年7月9日)	1,205,804,136	2,234,762,635
第20期中(2018年7月10日~2019年1月9日)	1,058,696,117	1,050,724,914

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

#### (参考) マザーファンドの運用状況

##### 日本バリュー株マザーファンド

##### (1) 投資状況

(2019年1月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
株式	日本	41,631,449,630	93.18%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		3,047,919,742	6.82%
純資産総額		44,679,369,372	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

##### その他の資産の投資状況

(2019年1月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	買建/ 売建	時価合計(円)	投資比率
株価指数先物	日本	買建	2,273,600,000	5.09%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

## (2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2019年1月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	三菱UFJフィナンシャル・グループ 日本	株式 銀行業	3,768,100	642.43 2,420,775,262	583.60 2,199,063,160	- -	4.92%
2	三菱商事 日本	株式 卸売業	572,500	3,152.44 1,804,775,553	3,181.00 1,821,122,500	- -	4.08%
3	豊田自動織機 日本	株式 輸送用機器	338,500	6,030.00 2,041,155,000	5,370.00 1,817,745,000	- -	4.07%
4	ソニー 日本	株式 電気機器	293,200	5,891.78 1,727,471,686	5,467.00 1,602,924,400	- -	3.59%
5	オリックス 日本	株式 その他金融業	901,000	1,813.11 1,633,615,892	1,640.00 1,477,640,000	- -	3.31%
6	日本電信電話 日本	株式 情報・通信業	274,700	4,890.93 1,343,539,830	4,671.00 1,283,123,700	- -	2.87%
7	三井不動産 日本	株式 不動産業	431,600	2,666.94 1,151,053,081	2,637.00 1,138,129,200	- -	2.55%
8	日本ユニシス 日本	株式 情報・通信業	409,300	2,798.00 1,145,221,400	2,593.00 1,061,314,900	- -	2.38%
9	日本航空 日本	株式 空運業	266,500	3,895.43 1,038,133,792	3,964.00 1,056,406,000	- -	2.36%
10	日立製作所 日本	株式 電気機器	277,400	3,861.93 1,071,300,812	3,413.00 946,766,200	- -	2.12%
11	住友商事 日本	株式 卸売業	548,000	1,823.86 999,475,651	1,681.50 921,462,000	- -	2.06%
12	JXTGホールディングス 日本	株式 石油・石炭製品	1,519,800	776.88 1,180,713,790	593.40 901,849,320	- -	2.02%
13	KDDI 日本	株式 情報・通信業	318,800	2,973.56 947,972,249	2,723.00 868,092,400	- -	1.94%
14	日本たばこ産業 日本	株式 食料品	308,300	3,017.41 930,269,479	2,750.00 847,825,000	- -	1.90%
15	NIPPON 日本	株式 建設業	408,000	2,003.00 817,224,000	2,078.00 847,824,000	- -	1.90%
16	大和ハウス工業 日本	株式 建設業	230,900	3,738.56 863,235,244	3,527.00 814,384,300	- -	1.82%
17	ダイセル 日本	株式 化学	660,000	1,198.00 790,680,000	1,140.00 752,400,000	- -	1.68%
18	住友不動産 日本	株式 不動産業	173,900	4,095.00 712,120,500	4,153.00 722,206,700	- -	1.62%
19	東京海上ホールディングス 日本	株式 保険業	131,800	5,290.83 697,331,425	5,312.00 700,121,600	- -	1.57%
20	大塚ホールディングス 日本	株式 医薬品	153,900	4,885.10 751,817,094	4,453.00 685,316,700	- -	1.53%
21	デンソー 日本	株式 輸送用機器	130,700	5,387.29 704,119,110	4,988.00 651,931,600	- -	1.46%
22	伊藤忠商事 日本	株式 卸売業	313,900	1,979.00 621,208,100	1,991.50 625,131,850	- -	1.40%
23	TDK 日本	株式 電気機器	72,600	10,842.46 787,163,310	8,570.00 622,182,000	- -	1.39%
24	積水化学工業 日本	株式 化学	366,900	1,861.24 682,891,596	1,692.00 620,794,800	- -	1.39%
25	ソフトバンクグループ 日本	株式 情報・通信業	71,800	8,578.00 615,900,400	8,526.00 612,166,800	- -	1.37%
26	T&Dホールディングス 日本	株式 保険業	445,400	1,708.42 760,931,828	1,346.50 599,731,100	- -	1.34%
27	日野自動車 日本	株式 輸送用機器	543,200	1,157.00 628,482,400	1,091.00 592,631,200	- -	1.33%
28	信越化学工業 日本	株式 化学	62,900	10,250.00 644,725,000	9,176.00 577,170,400	- -	1.29%
29	太平洋工業 日本	株式 輸送用機器	347,600	1,534.00 533,218,400	1,535.00 533,566,000	- -	1.19%
30	セーレン 日本	株式 繊維製品	286,300	1,699.82 486,661,262	1,813.00 519,061,900	- -	1.16%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

## ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
株式	93.18%

合計	93.18%
----	--------

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

#### 八．投資株式の業種別投資比率

業種別	投資比率
（国内）	
電気機器	10.23%
情報・通信業	10.10%
卸売業	9.85%
輸送用機器	8.61%
銀行業	6.72%
化学	6.04%
建設業	5.93%
不動産業	4.46%
食料品	3.74%
その他金融業	3.65%
機械	2.91%
保険業	2.91%
電気・ガス業	2.66%
医薬品	2.50%
陸運業	2.37%
空運業	2.36%
石油・石炭製品	2.02%
繊維製品	1.16%
小売業	1.15%
その他製品	1.11%
倉庫・運輸関連業	0.63%
非鉄金属	0.59%
ガラス・土石製品	0.39%
精密機器	0.39%
サービス業	0.38%
鉱業	0.31%
小計	93.18%
合計	93.18%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

#### 投資不動産物件

（2019年1月末現在）

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

（2019年1月末現在）

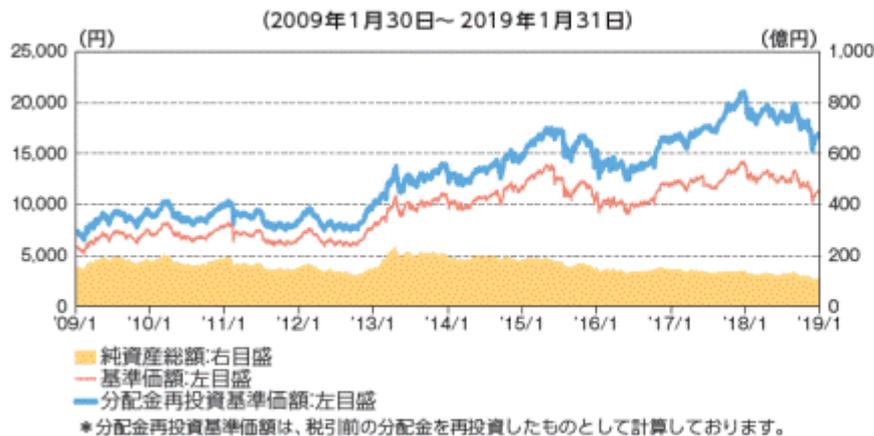
種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価(円)	時価(円)	投資 比率
株価指数先物	日本	TOPIX 先物 3103月	買建	145	2,297,012,379	2,273,600,000	5.09%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

（参考情報）

2019年1月31日現在

## 基準価額・純資産の推移



## 分配の推移

2018年7月	100円
2017年7月	1,000円
2016年7月	0円
2015年7月	1,000円
2014年7月	0円
設定来累計	5,100円

\*分配金は1万円当たり、税引前

## 主要な資産の状況

投資銘柄	投資比率
日本バリュー株マザーファンド	100.1%

## ■参考情報

## 日本バリュー株マザーファンド

## 上位10銘柄

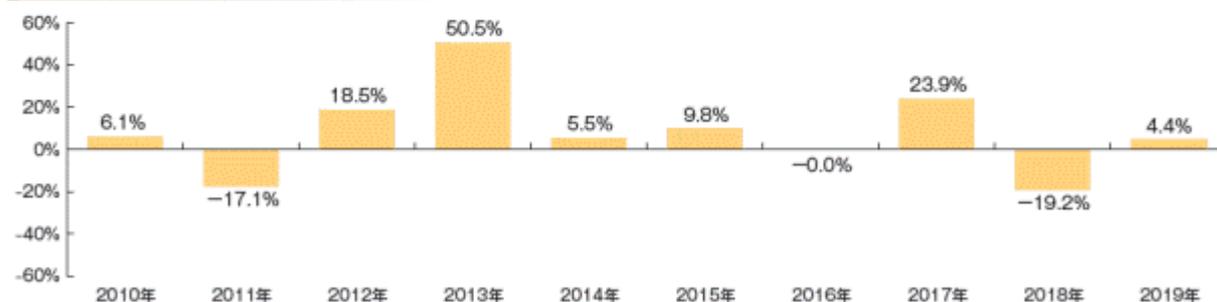
	投資銘柄	業種	投資比率
1	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	4.9%
2	三菱商事	卸売業	4.1%
3	豊田自動織機	輸送用機器	4.1%
4	ソニー	電気機器	3.6%
5	オリックス	その他金融業	3.3%
6	日本電信電話	情報・通信業	2.9%
7	三井不動産	不動産業	2.5%
8	日本ユニシス	情報・通信業	2.4%
9	日本航空	空運業	2.4%
10	日立製作所	電気機器	2.1%

\*投資比率は全て純資産総額対比 \*業種は東証33業種分類

## 上位10業種

	業種	投資比率
1	電気機器	10.2%
2	情報・通信業	10.1%
3	卸売業	9.8%
4	輸送用機器	8.6%
5	銀行業	6.7%
6	化学	6.0%
7	建設業	5.9%
8	不動産業	4.5%
9	食料品	3.7%
10	その他金融業	3.7%

## 年間収益率の推移



\*ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、2019年は1月末までの収益率です。

\*ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

- ・ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

[前へ](#)

## 第2【管理及び運営】

### 3 資産管理等の概要

下線部は訂正部分を示します。

<訂正前>

(5)その他

(以下略)

公告(2019年4月1日現在(予定))

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

(以下略)

<訂正後>

(5)その他

(以下略)

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

(以下略)

### 第3【ファンドの経理状況】

#### 1 財務諸表

原届出書の「1 財務諸表」の末尾に、下記事項が追加されます。

#### 中間財務諸表

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成30年7月10日から平成31年1月9日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

[次へ](#)

## 大和住銀日本バリュー株ファンド

## (1) 中間貸借対照表

区分	当中間計算期間末 平成31年1月9日現在 金額（円）
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	10,954,844,792
未収入金	4,207,722
流動資産合計	10,959,052,514
資産合計	10,959,052,514
負債の部	
流動負債	
未払解約金	4,209,338
未払受託者報酬	5,989,444
未払委託者報酬	95,166,461
その他未払費用	544,385
流動負債合計	105,909,628
負債合計	105,909,628
純資産の部	
元本等	
元本	9,775,142,325
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,078,000,561
（分配準備積立金）	1,801,666,918
元本等合計	10,853,142,886
純資産合計	10,853,142,886
負債純資産合計	10,959,052,514

## (2) 中間損益及び剰余金計算書

区分	当中間計算期間 自 平成30年7月10日 至 平成31年1月9日 金額（円）
営業収益	
有価証券売買等損益	1,042,328,807
営業収益合計	1,042,328,807
営業費用	
受託者報酬	5,989,444
委託者報酬	95,166,461
その他費用	544,385
営業費用合計	101,700,290
営業利益又は営業損失（ ）	1,144,029,097
経常利益又は経常損失（ ）	1,144,029,097

中間純利益又は中間純損失( )	1,144,029,097
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	23,216,596
期首剰余金又は期首欠損金( )	2,213,565,510
剰余金増加額又は欠損金減少額	269,615,511
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	269,615,511
剰余金減少額又は欠損金増加額	237,934,767
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	237,934,767
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	1,078,000,561

[次へ](#)

## (3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当中間計算期間	
	自 平成30年7月10日	至 平成31年1月9日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの中間計算期間は、前計算期末が休日のため、平成30年7月10日から平成31年1月9日までとなっております。	

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 平成31年1月9日現在
1. 元本状況	
期首元本額	9,767,171,122円
期中追加設定元本額	1,058,696,117円
期中一部解約元本額	1,050,724,914円
2. 受益権の総数	9,775,142,325口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

当中間計算期間（自 平成30年7月10日 至 平成31年1月9日）

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	当中間計算期間末 平成31年1月9日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価として おります。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末（平成31年1月9日現在）

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当中間計算期間末 平成31年1月9日現在
1口当たり純資産額	1.1103円 「1口 = 1円(10,000口 = 11,103円)」

[前へ](#) [次へ](#)

## &lt;参考&gt;

当ファンドは、「日本バリュース株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## 日本バリュース株マザーファンド

## (1) 中間貸借対照表

区分	当中間計算期間末 平成31年1月9日現在 金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	2,884,944,061
株式	40,980,465,010
未収入金	196,205,171
未収配当金	44,682,000
前払金	96,875,000
差入委託証拠金	95,325,000
流動資産合計	44,298,496,242
資産合計	44,298,496,242
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	77,727,024
未払金	133,527,841
未払解約金	33,572,097
その他未払費用	80,201
流動負債合計	244,907,163
負債合計	244,907,163
純資産の部	
元本等	
元本	17,957,659,030
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	26,095,930,049
元本等合計	44,053,589,079
純資産合計	44,053,589,079
負債純資産合計	44,298,496,242

[前へ](#)   [次へ](#)

## (2) 中間注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当中間計算期間	
	自 平成30年7月10日	至 平成31年1月9日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等の提示する気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。	
3. 収益及び費用の計上基準	<p>(1)受取配当金 国内株式についての受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2)有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p>	
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの中間計算期間は、前計算期末が休日のため、平成30年7月10日から平成31年1月9日までとなっております。	

## (中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 平成31年1月9日現在
1. 元本状況	
期首元本額	18,158,475,111円
期中追加設定元本額	1,728,464,607円
期中一部解約元本額	1,929,280,688円
元本の内訳	
大和住銀日本バリュース株ファンド	4,465,532,689円
大和住銀DC日本バリュース株ファンド	13,455,862,458円
大和住銀日本バリュース株ファンドVA	36,263,883円
合計	17,957,659,030円
2. 受益権の総数	17,957,659,030口

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	当中間計算期間末 平成31年1月9日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引等関係に関する注記に記載しております。</p> <p>(3)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価として おります。</p>

## (デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(株式関連)

区分	種類	当中間計算期間末 平成31年1月9日現在			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	株価指数先物取引 買建 T O P I X	2,455,427,024	-	2,377,700,000	77,727,024
	合計	-	-	2,377,700,000	77,727,024

(注)時価の算定方法

- 1) 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 2) 期末の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段等を用いております。

(1口当たり情報)

当中間計算期間末 平成31年1月9日現在	
1口当たり純資産額	2.4532円 「1口 = 1円(10,000口 = 24,532円)」

[前へ](#) [次へ](#)

## 2 ファンドの現況

原届出書の内容は下記事項の内容に訂正されます。

純資産額計算書  
(2019年1月末現在)

大和住銀日本バリュー株ファンド

資産総額	11,066,151,292 円
負債総額	23,069,384 円
純資産総額( - )	11,043,081,908 円
発行済数量	9,723,327,726 口
1単位当り純資産額( / )	1.1357 円

(参考)日本バリュー株マザーファンド

資産総額	44,908,842,462 円
負債総額	229,473,090 円
純資産総額( - )	44,679,369,372 円
発行済数量	17,787,065,561 口
1単位当り純資産額( / )	2.5119 円

[前へ](#)

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1 委託会社等の概況

下線部は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

（2019年4月1日現在（予定））

（以下略）

< 訂正後 >

（2019年4月1日現在）

（以下略）

##### 2 事業の内容及び営業の概況

原届出書の内容は下記事項の内容に訂正されます。

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

委託会社は、2019年4月1日に大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、商号を三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に変更しました。

2019年1月31日現在における三井住友アセットマネジメント株式会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本数(本)	純資産総額(円)
追加型株式投資信託	461	5,697,482,455,782
単位型株式投資信託	92	474,652,949,632
追加型公社債投資信託	1	28,708,114,745
単位型公社債投資信託	112	297,559,017,761
合計	666	6,498,402,537,920

（ご参考）

2019年1月31日現在における大和住銀投信投資顧問株式会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本数(本)	純資産総額(円)
追加型株式投資信託	306	2,935,345,882,278
単位型株式投資信託	21	61,052,877,832
追加型公社債投資信託	-	-
単位型公社債投資信託	74	257,921,999,681

合 計	401	3,254,320,759,791
-----	-----	-------------------

### 3 委託会社等の経理状況

下線部は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

三井住友アセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、商号を三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に変更する予定です。

(以下略)

< 訂正後 >

三井住友アセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、商号を三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に変更しました。

(以下略)

### 5 その他

下線部は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

イ 定款の変更、その他の重要事項

(イ) 定款の変更

(以下略)

b. 2019年4月1日付で、取締役の員数の上限を変更する等の定款の変更を行う予定です。

(ロ) その他の重要事項

三井住友アセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、商号を三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に変更する予定です。

(以下略)

< 訂正後 >

イ 定款の変更、その他の重要事項

(イ) 定款の変更

(以下略)

b. 2019年4月1日付で、取締役の員数の上限を変更する等の定款の変更を行いました。

(ロ) その他の重要事項

三井住友アセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、商号を三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に変更しました。

(以下略)

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1 名称、資本金の額及び事業の内容

原届出書の内容は下記事項の内容に訂正されます。

## (1) 受託会社

名称	資本金の額（百万円） 2018年9月末現在	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

< 参考：再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）の概要 >

- ・ 資本金：51,000百万円（2018年9月末現在）
- ・ 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

## (2) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 2018年9月末現在	事業の内容
株式会社三井住友銀行	1,770,996	銀行法に基づき、監督官庁の免許を受け銀行業を営んでいます。
株式会社三重銀行	15,295	
株式会社関西みらい銀行	38,971	
株式会社南都銀行	37,924	
株式会社紀陽銀行	80,096	
株式会社東和銀行	38,653	
株式会社東日本銀行	38,300	
株式会社愛知銀行	18,000	
株式会社みなと銀行	27,484	
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
三井住友信託銀行株式会社	342,037	

カブドットコム証券株式会社	7,196	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323	
高木証券株式会社	11,069	
立花証券株式会社	6,695	
大和証券株式会社	100,000	
楽天証券株式会社	7,495	
東海東京証券株式会社	6,000	
内藤証券株式会社	3,002	
南都まほろば証券株式会社(注)	3,000	
SMB C日興証券株式会社	10,000	
マネックス証券株式会社	12,200	
日産証券株式会社	1,500	
フィデリティ証券株式会社	8,557	
リテラ・クリア証券株式会社	3,794	

(注)南都まほろば証券株式会社の資本金の額は、2019年3月18日現在です。

### 3 資本関係

原届出書の内容は下記事項の内容に訂正されます。

(持株比率5%以上を記載しています。)

該当事項はありません。

以上

## 独立監査人の中間監査報告書

平成31年2月15日

大和住銀投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 飯田 浩司 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀日本バリュース株ファンドの平成30年7月10日から平成31年1月9日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和住銀日本バリュース株ファンドの平成31年1月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成30年7月10日から平成31年1月9日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。